

こうち人づくり広域連合議会事務局設置条例

平成14年12月1日
条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、こうち人づくり広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 書記

第3条 事務局職員は、広域連合職員のうちから議長が任免する。

(職員の給与等に関する取扱い)

第4条 職員の給与、勤務時間、服務等については、こうち人づくり広域連合事務局職員の例による。

(委任)

第5条 事務局長は、議長の命を受け議会処務を掌理する。

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。